

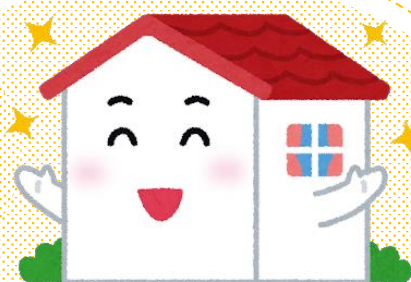
空き家で **お困りのこと** は ありませんか？

- 空き家を**有効活用**したい
- 空き家を**処分**したい
- **相続**での**トラブル**を解決したい

- **建物や土地の適正価格**を知りたい
- **裁判所や法務局に出す書類**を作成したい

などの相談をお聞きします！

専門家を **無料** で 派遣します！



対象者

- 区内に空き家をお持ちの方、管理をされている方又は所有者の法定相続人の方
- 区内にお家をお持ちで、これから空き家になる可能性のある方

相談時間

1回2時間まで

派遣先

葛飾区内

相談内容

- 空き家の相続・登記に関すること
- 空き家の敷地の境界に関すること
- 空き家の利活用の調査や建築に関すること
など

同一物件、同一所有者につき、2回までご利用できます。
その他の要件がありますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

葛飾区都市整備部 住環境整備課 企画管理係
葛飾区役所 新館3階 307番窓口 電話 03-5654-8529

「空き家に関する専門家派遣団体」のご案内

団体名		相談内容
1	葛飾弁護士倶楽部	空き家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること
2	東京司法書士会 城北支部	空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること
3	東京都建築士事務所協会 葛飾支部	空き家の利活用の調査や建築に関すること
4	東京都宅地建物取引業協会 葛飾区支部	空き家の売買や賃貸に関すること
5	全日本不動産協会 東京都本部 城東第一支部	空き家の売買や賃貸に関すること
6	東京土地家屋調査士会 葛飾支部	空き家の登記・敷地の境界に関すること
7	東京都行政書士会 葛飾支部	遺言書、遺産分割協議書に関すること

専 門 家 派 遣 の 流 れ

1. 事前相談

1. 事前相談

住環境整備課企画管理係にお問い合わせいただき、事前相談をお願いいたします。

2. 申請

申請書をご記入の上、関係書類一式をご準備いただき、住環境整備課企画管理係宛てにご提出ください。関係書類は、以下の通りです。

- ① 案内図（空き家の位置がわかるのもの）
 - ② 建物の所有者が確認できる書類（以下のいずれかの書類）
 - ・登記事項証明書の写し ・家屋名寄帳の写し
 - ・固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書の写し
 - ③ 本人確認書類の写し（運転免許証やパスポートなど）
 - ④ 空き家の所有者と申請者が異なる場合、所有者と申請者の関係がわかる書類
- 書類審査の上、専門家派遣の可否を申請者宛てにご連絡いたします。

3. 日程調整

申請者と派遣される専門家とで連絡をとり、日程調整を行います。

4. 専門家派遣

ご相談いただいた内容に対し、専門家より助言や提案等を行います。

※申請から専門家派遣までは、1か月程度（目安）かかります。